

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成28年3月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成28年2月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアセンターきらら

3 代表者の氏名

渡邊 モトエ

4 主たる事務所の所在地

阿賀野市宮下457番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者等公共交通機関を使用して移動することが困難な人に対して、通院、通所、通学、レジャー等を目的に有償で行う車両による送迎に関する事業を行い、生活する上で必要不可欠な移動手段を確保し、彼らの健全な生活の維持に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(4) 災害救援活動

(5) 地域安全活動

(6) 子供の健全育成を図る活動

(7) 情報化社会の発展を図る活動

(8) 経済活動の活性化を図る活動

(9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(10) 消費者の保護を図る活動

(11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動